

申請書に添付が必要な「預貯金等の資産の額がわかる書類」について

負担限度額の申請には、申請日時点での資産額がわかる書類の写しが必要です。

具体的には下記のとおりです。

対象となる資産の種類	必要な書類 ※申請日時点のもの
預貯金（普通・定期）	通帳の写し（2か所） ①銀行名・支店名・口座番号・口座名義人の記載ページ（通帳表紙の裏面） ②口座残高の記載ページ 普通預金：最終の記帳ページ 定期預金：該当ページ
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写し也可
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写し也可
現金（いわゆるタンス預金）	申請書にその額を記入する。

以下の方はご注意ください!!

①配偶者のいる方

・同一世帯か別世帯かに関わらず、配偶者に資産がある場合は配偶者名義の書類も必要です。

②夫婦ともに軽減を受けようとする方

・両方の申請書に、夫婦2人分の書類を添付してください。

③預貯金等の額が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)を超える方で、負債(借入金・住宅ローンなど)がある方

・預貯金等の額から負債額を差し引いた結果、単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下となる場合は軽減が受けられますので、負債金額を申請書に記入のうえ、負債額がわかる書類(借用証書などの写し)を提出してください。

④申請時に軽減要件を満たしていない方

・申請書の提出は必要ありません。ただし今後要件を満たした時点で申請できます。

要件を満たさない例) 預貯金額等の額が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以上ある。

同一世帯でない配偶者が市民税課税者である。

⑤本人以外の方が申請する場合

・申請書の最下部にある「申請者氏名」等の欄に記入してください。

⑥成年後見人等が申請する場合

・申請書の最上部にある「被保険者氏名」欄の余白に「成年後見人〇〇〇〇」と記名・押印のうえ、本人の代理人である旨がわかる登記事項証明書等を添付してください。本人の押印は必要ありません。

(※裏面同意書の本人欄も同様に記入・押印をお願いいたします。)

⑦高石市の被保険者で、住民票登録地が1月1日時点では高石市外にある方

・その年の市町村民税課税(所得)証明書を添付してください。なお、他の申請と同時にを行う場合は、課税(所得)証明書は1通で結構です。

※ 決定通知、並びに、軽減要件を満たす方には「介護保険負担限度額認定証」を後日発送いたします。